

補助金制度見直し方針

平成31年（2019年）2月

八王子市

1 はじめに

本市では、「第 8 次行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に取り組んでいます。同大綱では、市民、団体、企業等の多様な担い手と行政が一体となった「持続可能な行財政運営の推進」を着実に図ることを改革の目的にしています。また、これまで取り組んできた「協働のまちづくり」の更なる推進や、今あるしくみを社会経済情勢の変化に合わせ見直すことを掲げています。

補助金制度の見直しは、同大綱において、本市が抱える課題や地方分権の大きな流れを踏まえて、効果・効率的な行財政運営を推進するための重点取組として位置付けています。

現行の補助金制度は、平成 15 年度（2003 年度）に運用を開始し、10 年以上経過しました。本方針は、この間に变化した市民との協働のあり方や行政需要及び社会経済情勢に対応し、更に効果的な補助金制度とするため、現行制度の分析を踏まえ、定期的に見直しを行うしくみを示したものです。

2 これまでの取組

<平成 12 年度（2000 年度）>

市民と行政の本来的な役割分担を再検討し、新たな補助金制度の確立を図るため、市民委員による補助金検討会を設置

<平成 13 年度（2001 年度）>

補助金検討会からの提言を踏まえ、公募方式による新たな補助金制度の創設や任意奨励的補助金の終了などを市の基本方針として策定

<平成 14 年度（2002 年度）>

基本方針に基づき補助金制度を再構築

<平成 15 年度（2003 年度）>

・「補助金等の交付の手續等に関する規則」を改正し、補助金等の定義の明確化や要綱等制定の義務付けについて規定

・市民の自由で柔軟な発想による新たな公共サービスの提供とその担い手の育成を目的とした「市民企画事業補助金」を創設し、運用開始

<平成 19～21 年度（2007～2009 年度）>

補助事業を対象とした「事業仕分けの手法を用いた総事業再点検」を実施

<平成 20～21 年度（2008～2009 年度）>

各種協議会への負担金支出の必要性を検証・精査し、予算に反映

3 現状

補助金は、地方自治法第232条の2により「市が公益上の必要により市以外の者に対して補助することができる」とされています。本市では、補助金等を目的に応じて体系化したうえで、歳出予算の19節「負担金補助及び交付金」に計上しています。補助金等の交付にあたっては「補助金等の交付の手続き等に関する規則」（以下「規則」という。）及び基本原則を定めて適正化を図っています。

<現行補助金制度の体系と規則等の対象>

区 分	定 義 ・ 内 容
市の基本計画の施策体系に位置付ける具体的課題解決のための補助金	
1 負担金	市の責任として経費の全部又は一部を負担するもの
2 交付金	市が依頼する事務処理の報償として交付するもの
3 政策補助金	公益上の必要が認められる市以外の者が実施する事業等に対するもの
A 行政連携的なもの	市との連携により実施する事業への財政支援
B 誘導的・促進的なもの	市民の意識・行動を変える誘因としての財政的インセンティブ
C 対策的・補償的なもの	特別な負担を強いられている特定市民への弁償としての財政的措置
D 生活支援的・負担軽減的なもの	一定水準の市民生活を保障するための財政的給付
市民から提案する公共サービスを実現するための補助金	
4 市民企画事業補助金	市民自ら企画・提案・実施する公共サービスを支援するもの
その他の分類	
5 事業実施によるもの	建設工事に対する負担金等で、事業への対価として負担するもの
6 一部事務組合負担金	組合の必要経費に充てるため、各構成団体が取り決められた費用を負担するもの
7 その他負担金	協議会会費等、研修等参加費、下水道受益者負担金など

その他の分類（5～7）に区分されるものは、相当の反対給付（※）があるため、規則及び次の基本原則の適用対象外としています。

※相当の反対給付・・・交付される補助金等と直接対価関係にある役務又は物の給付

＜補助金制度の基本原則＞

補助金制度を分権時代にふさわしい市と市民の関係を構築する制度、市民に開かれた分かりやすい制度とするため、体系の中で位置づけた分類ごとに以下のような基本原則を設けています。

なお、体系については、適宜見直しを行い、「予算の概要」の中で決定していきます。

1 負担金

市と事業実施主体との役割分担・経費負担の根拠を明記した協定若しくは要綱等によるものとする

2 交付金

市が依頼する事務内容に沿った使われ方がなされるよう、要綱等による使途基準を設ける

3 政策補助金

- (1) 新しい基本計画の施策体系に位置付けた上で、補助の目的、内容等を明確化するため、要綱等を制定すること
- (2) 新たに政策補助金を創設する場合は、予算要求に先立ち、以下の点を明らかにした上で政策決定を受けること
 - ① 補助の目的とその必要性
 - ② 補助期間と交付による達成目標
 - ③ 補助期間中の補助金総額及びそれによりもたらされる効果
 - ④ 補助金額の算出根拠
 - ⑤ その補助金を創設することによる既存事業の整理方針とその計画
 - ⑥ その補助事業が終了した後の市政への影響
- (3) 国・都制度による補助事業についても、制度創設や変更・廃止になる場合には、その内容と市の施策及び他事業への影響を明らかにした上で、市としての対応について政策決定を受けること
- (4) 補助事業については、事務事業評価を通じて絶えずその有効性・合理性を検証すること

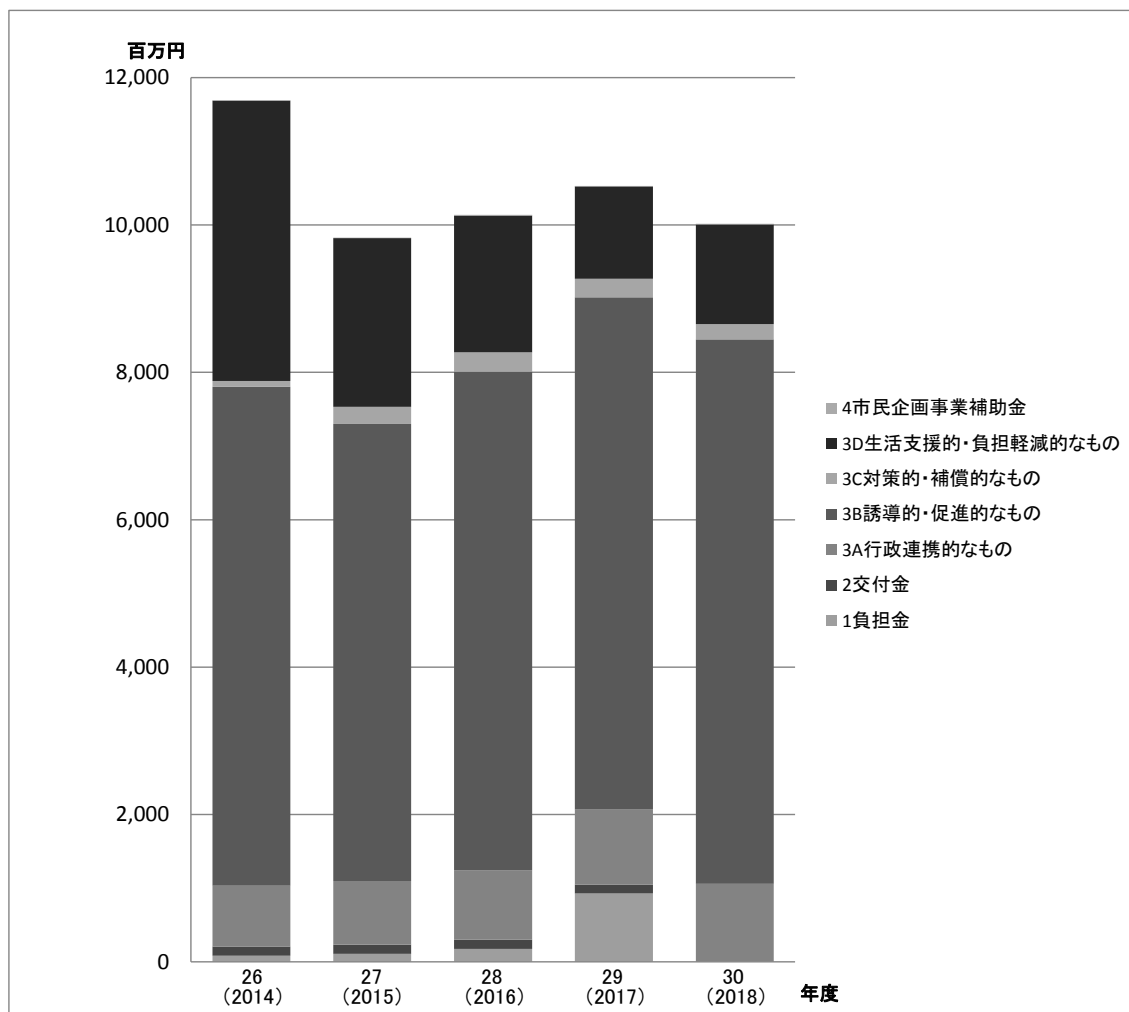
4 市民企画事業補助金

市民の、自由で柔軟な発想による新たな公共サービスの提供と、その担い手の育成を目的とした公募方式によること

<補助金予算額の推移>

(単位 千円)

分類	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度(2018)	
					予算額	件数
1 負担金	84,753	109,772	176,822	928,257	94,324	23 件
2 交付金	123,349	123,703	123,528	117,476	114,464	4
3 政策補助金	11,478,564	9,588,153	9,828,695	9,476,614	10,008,230	188
3A 行政連携的なもの	827,381	864,226	944,058	1,021,607	1,058,432	36
3B 誘導的・促進的なもの	6,767,910	6,203,363	6,765,317	6,950,217	7,388,970	101
3C 対策的・補償的なもの	78,708	231,604	263,879	252,841	207,804	14
3D 生活支援的・負担軽減的なもの	3,804,565	2,288,960	1,855,441	1,251,949	1,353,024	37
4 市民企画事業補助金	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	1
計	11,694,666	9,829,628	10,137,045	10,530,347	10,225,018	216



4 課題

一つ目の課題は、長期間にわたる継続的な交付や補助対象の固定化による、補助金等の既得権益化を防ぐ必要があることです。

二つ目の課題は、補助金、負担金及び交付金の交付について客観的な評価を行うことです。

5 見直し方針

事業効果や補助を行う積極的理由が薄れた補助金や、補助の役割や目的が達成された補助金等の長期化を防ぐため、終期を設定します。

終期を迎える補助金は、廃止も視野に入れた見直しを行います。見直しは、新たに統一的な評価基準を策定し、補助目的の達成度等の観点から評価を行うとともに、社会経済状況や国・都の補助制度に照らし合わせ、補助金等の継続、充実、縮小、組替等の要否を判断します。

なお、廃止と判断された補助金等は、受益者への影響を考慮し、終期を1年と設定したうえで、翌年に再度評価を行うことができるものとし、その間に廃止以外の見直しが必要と判断された場合は、見直しを改めて行うものとし、

評価の実施にあたっては、補助金等の執行管理を行う事業所管課が統一的な基準による評価によって見直しができるよう、補助金等分析シートを作成し、評価結果一覧をホームページ等で公表することとします。

課題と見直しの関係

課題	見直しの内容
長期間にわたり毎年度継続的に交付している事業や補助対象の固定化など、既得権益になりかねない補助金等が存在している	終期を設定
補助金、負担金及び交付金を交付することの客観的な評価が行われていない	統一的な評価基準を策定

(1) 終期の設定

終期は、次の3つに分類します。原則として4年の終期を設定しますが、補助金等の財源、これまでの経過や補助の内容を精査したうえで、適切な終期を設定するものとし、

ア. 4年

⇒ (イ)・(ウ) に当てはまらないもの

イ. 国・都制度の改定時

⇒ 財源に国・都支出金が含まれるもの

ウ. 法や都条例の改定時

⇒ 補助金の根拠が法や都条例に基づくもの

※終期とは、見直しを行う時期をさす

※新たに補助金等を創設するものについては原則3年以内

(2) 統一的な評価基準の策定

この基準（観点）は、本見直しによる終期の設定に伴い、終期を迎えた補助金等の継続、充実、縮小、組替、廃止について検討する際の判断基準とするものです。この観点による評価に加え、各補助金等の効果を具体的に示す客観的指標に基づく評価を行い、効果の透明性を高めます。

評価基準（観点）

項目		見直しの観点
有効性	補助金等を交付することで、市の政策・計画を推進する効果が得られること	客観的かつ具体的な目標値等の指標を用いた効果測定（定量的評価）により、市の施策を推進する効果が見られるか 定量的評価が困難なものは、定性的評価により、客観的な効果が見られるか
		補助金等を交付することが、他の手法（委託料・扶助費・貸付金等）で実施するより効果的であるか
公平性	補助金等の交付額、事業効果が特定の個人、団体、事業者に限らず、市民に行き渡る制度であること	補助金等の交付による効果が、特定の者のみの利益で終わるものではなく、交付目的に照らして適切な対象範囲に、直接的または間接的に効果が及ぶものであるか
		負担軽減的なものについては、所得制限を設定するなど、実質的公平性を考慮したものとなっているか
		より多くの団体等に参入の機会を与えているか (補助金等の交付先が特定団体に固定されていないか)
適正性	補助率が適正で、交付目的や補助対象等の必要な事項が要綱的に確に定められていること	交付目的、補助対象者、対象事業、対象経費（団体等が自らの財源で賄う範囲と市が支援すべき範囲）、交付基準（交付する額、補助率、補助単価、上限額など交付額を決定する基準値）が要綱的に確・適正に規定されているか
		交付基準（交付額、補助率、補助単価、上限額など補助金等の交付額を決定する基準値）の設定は適正か、（補助率の上限は原則1/2）
		団体内での自己負担等（会費の徴収）の設定や協賛金の確保など、団体の自立や自主財源確保等の計画立案と実行ができているか

6 見直しの流れ

- (1) 一次評価 所管課が補助金等分析シートにより評価
- (2) 二次評価 内部・外部委員による点検
- (3) 公表 評価結果一覧をホームページ等で公表

補助金等分析シート

担当部署

(1) 補助金等の内容

補助金名称						
中事業名称						
交付目的						
拠出法令等						
開始年度		終了年度				
補助金交付額	【予算】	年度	千円、	年度(要求)	千円	千円
	【決算】	年度	千円、	年度	千円	千円
財源割合	国	%	都	%	市	%
補助対象経費						
補助率	補助上限額					
交付先	目的区分					

(2) 補助金等の効果検証・分析

成果指標	目標値	推移		
	年度	年度	年度	年度
成果及び効果				
課題				
直近状況	直近した時期			
類似事業との統合	内容	類似事業名		
他の手法への転換の検討	その他の手法			

(3) 補助金等の評価

見直しの観点	評価	評価の理由
有効性		客観的かつ具体的な目標値等の指標を用いた効果測定(定量的評価)により、市の施策を推進する効果が見られるか 定量的評価が困難なものは、定性的評価により、客観的な効果が見られるか 補助金等を交付することが、他の手法(委託料・扶助費・貸付金等)で実施するより効果的であるか
公平性		補助金等の交付による効果が、特定の者のみの利益で終わるものではなく、交付目的に照らして適切な対象範囲に、直接的または間接的に効果が及ぶものであるか 負担軽減的なものについては、所得制限を設定するなど、実質的公平性を考慮したもとなっているか より多くの団体等に参入の機会を与えているか (補助金等の交付先が特定団体に固定されていないか) 同様の事業を行う団体等に対する補助金等の交付額の均衡が図られているか
適正性		交付目的、補助対象者、対象事業、対象経費(団体等が自らの財源で賄う範囲と市が支援すべき範囲)、交付基準(交付する額、補助率、補助単価、上限額など交付額を決定する基準値)が要綱に的確・適正に規定されているか 交付基準(交付額、補助率、補助単価、上限額など補助金等の交付額を決定する基準値)の設定は適正か(補助率の上限は原則1/2) 団体内での自己負担等(会費の徴収)の設定や監費金の確保など、団体の自立や自主財源確保等の計画立案と実行ができていますか

※評価の理由欄は、数値により比較するなど、具体的に記入すること。

(4) 補助金等の今後の方向性

見直して継続 (充実・ | | 縮小)
 実行の主要継続
 相違 (委託料・ | 扶助費・ | 貸付金)
 廃止

理由